

## 民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、民間施設木造木質化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、紀州材の需要拡大を図るとともに、市民等が木のやさしさや温もりを感じることでできる空間を通じて、森林とつながる暮らしを育む機会を創出することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において「紀州材」とは、県内の森林で生産され、県内で製材加工された木材及び木材加工品であって、紀州材認証システム実施要綱（平成22年4月1日和歌山県制定）第2条第6項に規定する紀州材証明書による証明を受けたものをいう。

2 「紀州材土中杭」とは、県内の森林で生産された木材から作られた地盤を改良するための杭であって、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁制定）に基づく方法により、合法的に伐採された木材のみを原料としていることが証明されるものをいう。

3 「民間施設」とは、民間の事業者が市内で建設、運営及び管理する施設をいう。

4 「地盤改良」とは、紀州材土中杭を用いて地盤改良を行う工事をいう。

5 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定される構造耐力上主要な部分である壁、柱、土台、横架材等（以下「構造部材」という。）に紀州材を使用することをいう。

6 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は改修に当たり、内装材、外装材及び造り付けの家具等に紀州材を使用することをいう。

7 「木製品整備」とは、紀州材を素材として使用した木製品により、設備の整備を行うことをいう。

8 「木造設計」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造部材に紀州材を使用する木造建築物の実設計計を行い、建築工事の施工のために必要な設計図書（意匠設計図、構造設計図、構造計算書、設備設計図、確認申請図書、工事費概算図書、仕様書など）を作成する業務をいう。

9 「延べ面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される面積をいう。

10 「建築物木材利用促進協定」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定される協定をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、建築物木造木質化支援事業補助金交付要綱（平成23年4月11日和歌山県施行。以下「県要綱」という。）に基づく補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定及び額の確定を受けた者で、次の各号の

いずれかに該当するものとする。

(1) 市内に所有又は管理する民間非住宅建築物について、地盤改良、木造化、木質化又は木製品整備を行う者

(2) 市内に民間非住宅建築物を所有又は管理する者と設計業務に関する委託契約を締結した建築士事務所登録者であって、木造設計を行う者

(補助金の交付等)

第5条 市は、第2条の目的を達成するため、補助事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の種類、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、市規則第5条に規定する補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(補助金の変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後、事業計画を変更(事業の中止、廃止を含む。)しようとする場合は、変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該補助金申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第11条の規定に基づき、補助事業の実績報告をする場合は、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付等)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、申請内容について検査を行い、補助金の額を決定し、補助事業者へ補助金の額の確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金を交付する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	補助上限額
地盤改良事業	紀州材土中杭の購入に要する経費	県補助金額の1/2以内	補助事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）1者当たり1,500千円。
木造化事業	紀州材の購入に要する経費		事業主体1者当たり5,000千円。ただし、和歌山県と建築物木材利用促進協定を締結した事業主体は、協定締結後に1度だけ7,500千円とすることができるものとする。
木質化事業			
木製品整備事業 （完成した木製品を購入して行う事業を除く。）			
木製品整備事業 （完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	木製品整備に要する経費	事業主体1者当たり2,500千円。ただし、和歌山県と建築物木材利用促進協定を締結した事業主体は、協定締結後に1度だけ5,000千円とすることができるものとする。	
木造設計事業	実施設計業務に要する経費	定額 （延べ面積1平方メートル当たり800円）	事業主体1者当たり1,000千円。

様式第1号（第6条関係）

民間施設木造木質化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

田 辺 市 長 宛て

申請者 住所  
氏名

年度民間施設木造木質化支援事業について補助金の交付を受けたいので、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業種別内訳

単位：円

補助事業の種類	補助対象経費	県補助金額	交付申請額 (千円未満切り捨て)

3 添付書類

- (1) 県補助金の交付申請書（添付書類含む）の写し
- (2) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

指令田山第 号  
年 月 日

様

田 辺 市 長

民間施設木造木質化支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました民間施設木造木質化支援事業補助金について、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称 民間施設木造木質化支援事業補助金
- 2 補助金額 円
- 3 補助金交付の条件
  - (1) 補助事業に関する会計調書等関係書類は、5年間保管すること。
  - (2) その他市規則及び民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。

民間施設木造木質化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

田 辺 市 長 宛て

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け指令田山第 号で交付決定を受けた民間施設木造木質化支援事業補助金を（変更・中止・廃止）したいので、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （変更・中止・廃止）理由

2 補助金変更交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助事業種別内訳 単位：円

補助事業の種類	補助対象経費	県補助金額	交付申請額 (千円未満切り捨て)

※上段に変更前（赤字）、後段に変更後（黒字）とする。

関係書類

- (1) 県要綱に基づく変更等承認申請のために提出した書類の写し
- (2) 県補助金の変更交付決定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

指令田山第 号の  
年 月 日

様

田 辺 市 長

民間施設木造木質化支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました民間施設木造木質化支援事業補助金変更交付申請  
について、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、変更を承認し、下  
記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金等の名称 民間施設木造木質化支援事業補助金

2 変更後の補助金額	円
既 交 付 決 定 額	円
今 回 増 減 額	円

3 補助金交付の条件

年 月 日指令田山第 号補助金交付決定通知書のとおり

様式第5号（第11条関係）

民間施設木造木質化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

田 辺 市 長 宛て

住所

氏名

年 月 日付け指令田山第 号 をもって交付決定通知のありました当該事業が完了したので、下記のとおり報告します。

関係書類

- (1) 県要綱に基づく実績報告のために提出した書類の写し
- (2) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



様式第6号（第12条関係）

指令田山第 号の  
年 月 日

様

田 辺 市 長

民間施設木造木質化支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった民間施設木造木質化支援事業補助金について、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金交付の条件  
(1) 県要綱及び市規則等の規定に従うこと。

田 辺 市 長 宛て

住所  
氏名

民間施設木造木質化支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け指令田山第 号の をもって額の確定通知のあった補助金の請求について、民間施設木造木質化支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

1. 請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先

金融機関名等	金融機関名：										
	支店名：										
口座の種別	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）										
口座番号											
口座の名義人 (カナ)											

※口座の名義人は、申請者と同一名義人としてください。